

洞爺湖町公有財産売却 入札応募要領

目 次

入札から契約までの流れ	1
1. 申込方法	2
2. 参加者資格	3
3. 入札保証金	4
4. 入札の方法	4
5. 入札の無効	5
6. 落札者の契約締結期限	6
7. 契約保証金	6
8. 物件調書	7
9. 参加申し込み書式	9
10. 入札書式	14
11. 契約書式	16
12. 売買代金の納付	16
13. 所有権の移転及び引渡し	16
14. その他	17

入札から契約までの流れ

HPによる売却予定物件の事前公表

入札の告示 申込受付

入札参加受付開始。

「1. 申込方法」参照

入札保証金納入

町が発行する納付書により入札保証金を期限までに納入してください。
領収書（写し）を入札当日ご持参ください。

入札執行

入札執行日を確認の上、必要書類をご持参のうえ参加してください。

「入札書」＋「封筒」

入札保証金納入時の領収書

入札保証金返還請求書兼
口座振替依頼書

「印鑑」その他必要な書類

契約保証金納入

落札者は契約保証金を納入してください。
申し出により入札保証金を契約保証金に充当できます。
契約を履行の後、返還します。

契約の締結 売買代金の納入

落札後、すみやかに契約を締結し、締結後5日以内に
売買代金の全額を納入してください。

契約の締結 売買代金の納入

売買代金の納入確認後、登記手続きを進めます。
諸費用は契約者の負担となるので、別途請求します。

1 申込方法

■ 受付期間

公示の日から別途通知する期日の17時30分まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

■ 申込方法

この応募要領や入札要領及び公告を確認の上、申請書に必要事項を記入し、一式を受付期間内に提出してください。

〒049-5692
北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地
洞爺湖町役場総務部総務課 管財契約係 宛

※ 郵送の場合は書留等配達した事実の証明が可能な方法により、上記までご郵送ください。

■ 必要書類

個人	公有財産公募売払参加申込書	利用計画書
	申込者の住民票の写し	身分証明書 (マイナンバーカードの写等)
	納税証明書 (直近1年分)	誓約書
	納税状況等調査承諾書	印鑑登録証明書

法人	公有財産公募売払参加申込書	利用計画書
	登記簿謄本	財務諸表(直近2年) (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
	納税証明書 (直近1年分)	誓約書
	納税状況等調査承諾書	印鑑証明書

それぞれ、必要に応じ	委任状
------------	-----

2 参加者資格

公有財産の売払いにおいて、買受けの申込みができる者は、個人又は法人とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、公有財産を買受ける資格を有しないものとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人）となっている法人その他の団体に該当する者
- エ 町税を滞納している者
- オ 正当な理由がなく、町有地の売買契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があった日から2年を経過しない者
- カ 入札参加申込書を指定した期日までに提出していない者
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する当町の職員

3 入札保証金

■ 入札保証金の納入

申込みの受理後、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書を送りますので、入札書に記載しようとする金額の100分の5に相当する額以上を、入札日前日までに指定する金融機関に納付してください。

■ 入札保証金の返還

入札後、落札者以外の方へは入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書記載の口座へ、入札保証金を2週間以内に返還します。

4 入札の方法

■ 一般競争入札・制限付き一般競争入札の場合

入札者の面前で開札し、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とします。

同額である場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

■ 価格競争型もしくは価格固定型プロポーザル方式の場合

それぞれに定めた条件に基づき、最低売却価格以上かつ最も優れた者を落札者とします。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札の資格がない者のした入札又は委任状の提出がない代理人のした入札
- イ 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読ができない入札
- ウ 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は保証金の所定の率に達しない者がした入札
- エ 入札金額の訂正による入札
- オ 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- カ 同一入札について入札者又はその代理人が2人以上の入札をしたときは、その全部の入札
- キ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- ク 指定の日時までに提出しなかった入札
- ケ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- コ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為により行われたと認められる入札
- サ その他入札の条件に違反した入札

6 落札者の契約締結期限

落札者は、7日以内（土日祝日を除く）に契約を締結してください。
落札者が契約に応じないときは、その効力を失うものとします。

以下、「洞爺湖町公有財産売払入札要領第17条」

落札者は、洞爺湖町契約規則（平成18年規則第35号）第33条の規程に基づき、決定の日から7日以内（洞爺湖町の休日定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日の日数は、算入しない。）に遅延なく契約書を取り交わすものとする。ただし、落札者からの申出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。
- 3 前項の場合において、入札保証金は、町に帰属する。
- 4 この契約の締結に要する費用は、落札者の負担とする。

7 契約保証金

落札者は、契約締結時まで、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。

なお、契約保証金は、落札者の申し出により、売買代金に充当することができます。

8 物件調書

次のレイアウトにより、別に通知します。

物件調書①

物 件 調 書

1 / 2

物件番号		区分		調 製 日	
所在地					
最低入札価格					
登記地目		地籍			
法律等による規制	都市計画区域				
	区域区分				
	防火地域				
	用途地域				
	建ぺい率				
	容積率				
	立地適正化計画				
その他規制					
接道		幅員		種類	
電気		上水道		下水道	
有珠山火山 防災マップ		津波浸水 想定区域		土砂災害 警戒区域等	

物件調書②

2/2

特 記 事 項		

物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず
入札参加者自身が現地及び諸規則について調査確認を行ってください。

9 参加申し込み書式

次のとおりとします。

公有財産公募売払参加申込書

(第 1 号様式)

公有財産公募売払参加申込書

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

町有財産の売払について、参加資格・条件内容等を承諾の上、次のとおり参加を申込みます。

1、応募物件

物件番号	受付番号
	(記入不要)

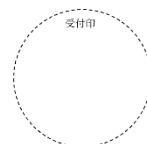
2、申請者

住 所 (所在地)	〒
氏 名 (法人名・ 代表者名)	フリガナ
	印
電話番号	

※ 署名又は記名押印をしてください

※ 記名押印する際の印は、印鑑証明書の印を使用してください。

※ 代理により入札参加を行う場合は、別途委任状が必要となります。



利用計画書

(第 2 号様式)

利 用 計 画 書

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

※ 署名又は記名押印してください

次のとおり利用計画書を提出します。

利用計画	(具体的に記入してください。)
備考	

誓約書

(第 3 号様式)

誓 約 書

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

※ 署名又は記名押印してください

私は、下記の事項について誓約します。

なお、洞爺湖町が必要な場合には、下記の事項について伊達警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 上記1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。

納税状況等調査承諾書

(第 4 号様式)

納税状況等調査承諾書

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

※ 署名又は記名押印してください

私は、洞爺湖町における町有財産の売払いにかかる入札又は抽選へ参加するにあたり、洞爺湖町が申請条件資格の確認を行うに当たり必要があるときは、申請書に記入した項目及び納税状況等について調査することを承諾します。

委任状

(第 5 号様式)

委 任 状

私は、次の公有財産の売払いにかかる入札又は抽選への参加に関し、次の者を代理人と定め、売買契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

洞爺湖町長 様

1、対象となる公有財産

物件番号	
------	--

2、受任者及び委任者

受任者	住 所 (所在地)	〒
	氏 名 (法人名・代表者名)	フリガナ
		印
委任者	住 所 (所在地)	〒
	氏 名 (法人名・代表者名)	フリガナ
		印

※ 法人社員が法人代表者を代理する場合も「委任状」が必要となります。

※ 受任者の方は、入札等において必ず「受任者の印」を使用しなければなりません。

10 入札書式

次のとおりとします。

入札書

(第 6 号様式)

入 札 書

洞爺湖町長 様

物件番号	
区 分	
所 在 地	

入札 金額	十億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----------	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記入してください。

上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所

入札者

氏 名

㊞

住 所

代理人

氏 名

㊞

※ 入札書には、入札参加申込書に押印した印鑑を押印してください。
 ※ 代理人が入札する場合は入札者の住所及び氏名（押印は不要）を記入の上、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状（様式第 5 号）の受任者使用印を押印してください。
 ※ 金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。なお、金額の訂正は失格事由となります。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

(第 7 号様式)

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

洞爺湖町長 様

令和 年 月 日入札の _____ 買受けに係る入札保証金の返還を請求します。
返還する際は、下記の口座へ返還してください。

入札保証金額 金 円

入札保証金 返還請求者		フリガナ		
		住 所	〒	
		フリガナ		
		氏 名	⑩	
振込先		預金種類	口座番号	口座名義
銀行名	支店名			
		普通		
		当座		

1 1 契約書式

契約事案ごとに別に通知します。

1 2 売買代金の納付

契約締結後5日以内に、当町が発行する納付書により、一括納入していただきます。

なお、契約保証金を売買代金に充当する場合は、その差額分を納入していただきます。

1 3 所有権の移転及び引渡し

土地の所有権は、売買代金完納と同時に移転します。

登記の手続きは町で行いますが、登記に要する登録免許税及び不動産取得税等の費用は落札者負担とします。

なお、土地・建物は現状有姿のまま引き渡しとします。

以下、「洞爺湖町公有財産売払入札要領第4条」

公有財産の現況と関係書類の数量等が相違した場合は、現況を優先して公有財産を売り渡すものとする。

2 前項の場合において、入札者は、現況と関係書類が相違することを理由として契約の締結を拒むことはできない。

以下、「洞爺湖町公有財産売払入札要領第22条」

町は、売買代金の納付を確認した後、契約者からの請求により、売払物件の所有権移転登記を行う。ただし、売払物件が未登記建物の場合を除く。

2 売払物件が未登記建物である場合において、契約者が表題登記を行う時は、町は、売買代金の納入を確認した後、登記に必要な書類を契約者に交付し、契約者において建物表題登記を行う。

3 前2項の登記手続に要する費用は、契約者の負担とする。

14 その他

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。